

木津送水管更新事業

応募要領書

令和3年11月

鳴門市企業局

木津送水管更新事業 応募要領書

1. 本書の位置づけ

本応募要領書は、鳴門市企業局（以下「本局」という。）が、「木津送水管更新事業（以下「本事業」という。）」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公募参加希望者を対象に交付するものである。

なお、本事業の発注方式は、技術提案に基づいた本事業の設計及び施工を一括して発注する方式である。

以下の文書は、本応募要領書と一体のものであり（以下「応募要領書等」という。）、提案書等の作成にあたっては、応募要領書等を精読のうえ、遺漏の無いように努めなければならない。

要求水準書

優先交渉権者選定基準

設計・施工一体方式の建設工事にかかる工事請負契約約款に関する規則

2. 事業の概要

1) 事業名称

木津送水管更新事業

2) 事業に供される公共施設の種類

木津送水管路施設の一部（以下「本管路」という。）

3) 見積上限額(予定価格)

本事業にて実施する事業費の見積上限額(予定価格)は1,146,000,000円（税抜き）とする。

4) 公共施設の管理者の名称

鳴門市公営企業管理者 企業局長 近藤 伸幸

5) 事業目的

当該送水管路施設は、耐震継手を有しておらず、布設後56年（昭和40年度布設）を経過し、今後も経年劣化が進む状況下、耐震管への計画的な更新が必要である。また、危機耐性を設計思想として共同浄水場の整備が進められていることから、基幹管路である当該送水管路施設も同様な設計思想で更新事業に取り組む必要がある。

本局では増加する管路の経年劣化に対し計画的な更新を優先的に進めることとし、令和4年度から約3.5カ年での一定の整備を目標として施設の更新を行うものである。

本事業の施行について、民間事業者の技術力やノウハウを最大限活用し、本事業の品質の確保と効率的な事業執行で整備期間の短縮を図ることを目的とし、技術提案に基づいた本事業の設計及び工事を一括して発注するものである。

6) 事業に関係する主な法令等

本事業の実施に当たっては、以下の関係法令等を遵守すること。

(1) 法令等

- ア 水道法（昭和32年法律第177号）
- イ 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）
- ウ 道路法（昭和27年法律第180号）
- エ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- オ 消防法（昭和23年法律第186号）
- カ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- キ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ク 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ケ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- コ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- サ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- シ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ス 計量法（平成4年法律第51号）
- セ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ソ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- タ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- チ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- ツ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- テ 河川法（昭和39年法律第167号）
- ト 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ナ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年

法律第104号)

- ニ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成3年法律第48号）
- ヌ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和54年法律第49号）
- ネ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ノ 製造物責任法（平成6年法律第85号）
- ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ヒ その他本事業に関連する法令

(2) 鳴門市の条例等

- ア 鳴門市環境基本条例
- イ その他本事業に関連する条例等

(3) 要綱・各種基準等

本事業で適用する技術基準、指針等は以下のとおりであり、最新版を適用するものとする。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれを適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは本局の確認を要する。

- ア 水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）
- イ 水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）
- ウ 水道維持管理指針（公益社団法人 日本水道協会）
- エ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- オ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- カ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- キ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ク その他の関連要綱・各種基準等

(4) 仕様書等

- ア 水道事業実務必携
- イ 水道工事標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
- ウ 徳島県土木工事共通仕様書
- エ 徳島県設計業務共通仕様書
- オ 水道施設設計業務委託標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
- カ 下水道土木工事共通仕様書（案）（国土交通省 都市地域整備局下水道部）
- キ 日本ダクタイトイル鉄管協会技術資料（一般社団法人 日本ダクタイトイル鉄管協会）
- ク 日本水道鋼管協会技術資料（日本水道鋼管協会）
- ケ 特記仕様書（鳴門市企業局）

7) 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、本局が計画する木津送水管更新事業を設計及び工事を一括して発注する方式により実施する。

(2) 契約の手続き

ア 本局は、本事業に係る工事請負契約を優先交渉権者と締結する。なお、原則として見積上限額を超えないこととする。

イ 契約手続きは、鳴門市契約に関する規則（昭和41年規則第23号）及び設計・施工一体方式の建設工事に係る工事請負契約約款に関する規則（平成14年規則第32号）の定めるところによる。

ウ 本局は、優先交渉権者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結出来ない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とし、契約交渉を行う。そのため、優先交渉権者は、事業契約が締結出来ないことが明らかになった時点で、本局に対し、速やかに文書（A4版任意様式）によりその旨を届け出ること。

エ 物価スライドについては、設計・施工一体方式の建設工事に係る工事請負契約約款に関する規則（平成14年規則第32号）により規定しているが、原則として見積上限額内におさめるように努力すること。

(3) 事業期間

契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

(4) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

■ 設計等業務

ア 事前調査業務

イ 詳細設計業務

ウ 関係機関協議

エ 各種申請補助業務

■ 測量調査（中心線測量、縦断測量、横断測量）

■ 送水管布設工事

ア 管路布設及び付帯工事の施工

イ 新設管及び既設管との連絡工事の施工

(5) 対象施設の概要

事業箇所 鳴門市大津町大代外

対象施設の規模 ϕ 600mm、計画延長 L=2,360m

計画工法 開削工法、河川・水路等の伏越（工法は提案事項）

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、送水管路の設計段階から工事の施工まで、十分な品質を確保したうえで合理的、効率的な遂行を求めるものであり、事業者の幅広い能力、ノウハウを総合的に評価して選定する。よって、優先交渉権者の選定にあたっては「事業実施方針・実施体制」並びに「その他の条件」により選定（いわゆる公募型プロポーザル方式：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）する。

2) 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集、選定スケジュールと手続フロー

本事業の実施スケジュールについては、以下のとおりとする。

| | 内 容 | 日 程 |
|---|------------------------------|---------------------------------------|
| ① | 手続き開始の公告・応募要領書等の交付 | 令和3年11月5日(金) |
| ② | 資料閲覧 | 令和3年11月8日(月)～ 令和3年12月7日(火) |
| ③ | 応募要領書等に対する質問受付締切 | 令和3年11月15日(月)～ 令和3年11月19日(金)午後5時必着 |
| ④ | 応募要領書等に対する質問回答 | 令和3年12月3日(金) |
| ⑤ | 参加表明書及び資格確認申請書の提出 | 令和3年12月10日(金)午後5時必着 |
| ⑥ | 資格確認結果の通知 | 令和3年12月21日(火) |
| ⑦ | 技術提案書・見積書・見積内訳書 ・見積条件書の提出 | 令和4年2月4日(金)午後5時必着 |
| ⑧ | ヒアリング実施 | 令和4年2月下旬(予定) |
| ⑨ | 優先交渉権者の選定及び公表 | 令和4年3月上旬(予定) |
| ⑩ | 工事請負契約締結 | 令和4年3月中旬(予定) |

(2) 応募手続等

①公告及び応募要領書等の公表

令和3年11月5日(金)に募集公告を行い、応募要領書等を交付する。

ア 交付方法

鳴門市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>)

②資料閲覧

募集公告後に行う資料閲覧は以下のとおり行う。

ア 資料閲覧の申込

資料閲覧希望者は事務局連絡先に事前に予約を行うこと

イ 資料閲覧の場所

鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜35番地9

鳴門市企業局 水道事業課 建設担当

ウ 資料閲覧の期間

令和3年11月8日(月)から～令和3年12月7日(火)

(鳴門市の休日を定める条例に掲げる休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

エ 閲覧資料

鳴門市上水道管理平面図、当該事業区間の既設管の竣工資料(図面 写真等)、
地質資料、地下埋設物資料、特記仕様書

なお、閲覧資料のコピーは不可とする。

オ その他

現場での詳細な現地調査は、道路交通状況等を勘案し十分に安全を確保した上で
実施すること。

③ 応募要領書等に関する質問の受付

ア 質問の方法

質問は書面によることとし、質問書(任意様式)に内容を簡潔にまとめ記入し、
下記提出先に提出すること、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電子メー
ル及びファクシミリによるものは受け付けない。

イ 提出先

鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜35番地9

鳴門市企業局水道事業課 建設担当

ウ 受付期間

令和3年11月15日(月)から令和3年11月19日(金)午後5時までに必着と
する。(鳴門市の休日を定める条例に掲げる本局の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

④ 質問回答の公表

質問回答の公表を令和3年12月3日(金)までに行う。公表は鳴門市公式ウェブサ
イトで行う。ただし、提出者名は公表しない。

⑤ 参加表明書及び資格確認申請書の提出

本応募に参加を希望する者は、以下により資格確認の申請を行わなければなら
ない。

参加表明書及び資格確認申請書等を提出しない者並びに参加資格がないと認められ
た者は、応募に参加することができない。

ア 提出書類

- ・参加表明時提出書類一覧表（様式1）
- ・参加表明書（様式2）
- ・参加者の企業一覧（様式3）
- ・委任状（様式4） ただし、単独企業での参加の場合は不要
- ・参加資格確認申請書（様式5）
- ・設計業務配置予定技術者の資格（様式6）
- ・配置予定技術者の資格（様式7）
- ・同種工事の実績（様式8）
- ・誓約書（様式9）

【参加資格確認書類】

以下の各書類をまとめて各1部提出すること。提出の際は、所定の順番でまとめ、A4版のファイルに綴じること。なお、インデックス等により各提出書類の区分を明確にすること。

- ・会社概要
- ・設計業務の配置予定技術者の資格を証明する書類（資格証の写し等）
- ・設計業務の配置予定技術者の雇用関係を証明する書類
- ・特定建設業許可を証明する書類
- ・建設工事入札参加資格者名簿の格付け
- ・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）
- ・配置予定技術者の資格を証明する書類（資格証の写し等）
- ・配置予定技術者の雇用関係を証明する書類
- ・工事実績に関する工事請負契約書、竣工承認書又はこれに準ずる書類等

イ 提出方法

持参又は、郵送により提出するものとする。

郵送による場合は配達証明付書留郵便とし、いずれの場合も提出期限の午後5時までに必着とする。

ウ 提出場所

鳴門市企業局 水道事業課 建設担当

エ 提出期限

令和3年12月10日(金)まで

（鳴門市の休日を定める条例に掲げる本局の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、提出の際は、事務局連絡先に事前に予約を行うこと。

⑥ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った応募者に対して、令和3年12月21日(火)に、本局から参加資格確認結果通知書(様式10)により通知する。

⑦ 技術提案書・見積書・見積内訳書・見積条件書の提出

本事業は、公募型プロポーザル方式によるものとし、総合評価は、企業・技術者の能力及び技術提案の内容によるものとする。

ア 提出期限

令和4年2月4日(金)午後5時

イ 場所

鳴門市企業局 水道事業課 建設担当

ウ 技術提案書等の提出方法

- (a) 技術提案書等は持参とし、郵便による送付は認めない。
- (b) 技術提案書等提出時刻に遅れた者は、応募に参加できない。
- (c) 代理人が技術提案書等の提出を行う場合には、委任状(様式7)を提出すること。
- (d) 技術提案書等は提出後の変更は認めない。
- (e) 提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反する行為を行なってはならない。

エ 提出時の提出書類

- (a) 技術提案書(様式11) 正本1部、副本6部 電子データ一式(pdf形式)
- (b) 見積書(様式12) 見積内訳書(様式自由)及び見積条件(様式自由)、各書類正本1部、副本6部 電子データ一式(pdf形式)

オ 技術提案書の提出

技術提案書の提出部数は正本1部、副本6部とし、提出日時について事務局連絡先に予約で別途申込みを行い、持参するものとする。

カ 技術提案書等の作成

優先交渉権者選定基準及び様式集を参照のこと。

キ 見積書等の作成

- (a) 技術提案書に記載する内容を踏まえて、本事業に係る見積金額を様式9号へ記載し、記名押印すること。なお、見積書に記載する価格は、税抜価格とすること。
- (b) 単価については下記基準書、積算資料(最新のもの)に基づき算出するものとする。また推進工については「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(平成23年厚生労働省)」の採用を認める。
 - ・水道事業実務必携
 - ・土木工事標準積算基準書(徳島県県土整備部)
 - ・設計業務等標準積算基準書(徳島県県土整備部)

- ・建設機械等損料算定表(徳島県県土整備部)
- ・徳島県土木工事設計材料単価(徳島県県土整備部)
- ・徳島県設計業務委託等技術者単価(徳島県県土整備部)

ク 技術提案等の無効

以下に示す提案は、無効とする。

- (a) 3-3) で定める参加資格を有しない者が行った技術提案及び参加資格審査申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った技術提案
- (b) 委任状を提出しない代理人が行った技術提案等
- (c) 同一事項に対し2通以上の技術提案をし、その前後を判別することができない技術提案等
- (d) その他応募に関する条件に違反した技術提案等

ケ 技術提案等の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、技術提案等を辞退する場合は、提案提出書類提出期限までに、参加辞退届（様式13）を事務局連絡先に示す住所に郵送すること。

⑧ 基礎審査

本局は、提案内容に関し、①技術提案書が要求水準を満たしているか、②見積価格が見積上限額以内であることなどを確認し、条件を満たしていない場合は失格とする。合格した者にはヒアリングの日程を通知するものとする。

⑨ ヒアリング

本局は合格者に対し、ヒアリングを実施する。ヒアリング実施日は令和4年2月中旬を予定しており、場所、日時及びその他留意事項は別途通知する。

なお、ヒアリングを辞退した場合は失格とする。

技術提案提出後、応募者が参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式10）を事務局連絡先に示す住所に郵送すること。

⑩ 優先交渉権者の選定及び公表

提出された技術提案書について総合的に評価を行い、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定し、優先交渉権者選定通知書(様式14)により通知する。また、それ以外の者に対しては、優先交渉権者として選定されなかった旨を優先交渉権者非選定通知書(様式15)により通知する。

また、令和4年3月上旬に鳴門市公式ウェブサイトで公表する。公表内容は優先交渉権者名及び評価点数、その他の参加者は評価点数のみとする。

⑪ 工事請負契約の締結

本局と優先交渉権者は、速やかに工事請負契約を締結する。

3) 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

ア 応募者は、単体企業又は共同企業体とする。

■単体企業1社

■2社又は3社による共同企業体（JV）

（共同企業体は3社を上限とする）

イ 応募者は、下請け業者により応募要件を満たすことも可能とする。ただし、プロポーザル参加者の企業一覧に加えること。

ウ 応募者は、工事を下請負契約する場合は、市内業者を1社以上の活用に努めなければならない。

(2) 応募者の参加資格要件

本事業に係る応募者は、参加資格確認基準日において、以下に示す要件を満たすこと。

ア 企業の要件

- ① 本件の公告日の1年前の日から本件の公告日まで引き続いて本市の建設工事入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。令和3年度鳴門市建設工事等入札参加資格審査申請書（水道施設工事）を提出しており、本事業の参加資格確認基準日までに入札参加資格を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 単体企業の場合は、本市の建設工事入札参加資格業者名簿に登録されている者であり、水道施設工事または土木一式工事の特定建設業の許可を受けており、徳島県内に主たる営業所（本社等）を有する者は最新の参加資格業者名簿における水道施設工事または土木一式工事の格付けが特Aランクの者、または徳島県外に主たる営業所（本社等）を有する者は建設業法に規定する最新の総合評定通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値が水道施設工事または土木一式工事において1080点以上であること。なお、後述の配置予定技術者要件も満たす必要がある。

複数企業で行う場合は、上記条件を満たした者を代表企業とする。

構成企業は、本市の建設工事入札参加資格業者名簿に登録されている者であり、徳島県内に主たる営業所（本社等）を有する者は最新の参加資格業者名簿における水道施設工事または土木一式工事の格付けがAランク以上の者、または徳島県外に主たる営業所（本社等）を有する者は建設業法に規定する最新の総合評定通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値が水道施設工事または土木一式工事において740点以上であること。

なお、単体企業や、JVによる代表企業および構成企業において、実績や技術者要

件が不足する場合、下請企業の参加により要件を満たすこと。

JVで3社の場合、少なくとも1社以上が鳴門市建設工事等入札参加資格名簿に登録された、本市に主たる営業所を有する者とする。

- ④ 過去15年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公団、公社、事業団等)が発注した以下の工事および業務を元請として完了した実績を有すること。

■水道管路工事(口径φ600mm以上)

- ⑤ 参加表明書および参加資格確認申請書の提出期限日から優先交渉権者決定日までの期間に、鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱(以下「入札参加資格停止措置要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- ⑥ 鳴門市暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑧ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑨ 事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社でないこと。なお、事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

■株式会社 日水コン

イ 配置予定技術者の要件

- ① 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ② 監理技術者は、「土木一式工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 主任技術者又は監理技術者は、応募者と3箇月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にあつて、営業所の専任技術者でない者であること。
- ④ 設計業務等の履行にあたり、設計の進捗の管理を行う管理技術者を応募者において配置できること。なお、管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)又は上下水道部門(上水道及び工業用水道))の資格保有者であり、技術士登録のなされている者であること。管理技術者は参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出期限までに応募者と直接的な雇用関係にあること。ただ

し、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

⑤ 照査技術者を応募者において配置できること。なお、照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道））又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格保有者であり、技術士登録又はRCCM登録のなされている者であること。照査技術者は参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出期限までに応募者と直接的な雇用関係にあること。

⑥ 担当技術者を応募者において配置できること。ただし、担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

(3) 関係会社の参加制限

応募に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

① 子会社等（会社法第2条第3号の規定による子会社等をいう。②において同じ）と親会社等（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。②において同じ）の関係にある場合。

② 親会社と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合、ただし、①については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等である場合は除く

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他発注の適正さが阻害されると認められる場合

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限日とする。

4) 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 優先交渉権者選定委員会

応募者から提出された提案書の記載内容の評価にあたっては、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、鳴門市職員で構成する「木津送水管更新事業の優先交渉権者選定委員会（以下、「委員会」という。）」において、あらかじめ定めた優先交渉権者選定基準に基づいて採点を行う

なお、委員会の会議は非公開とする。

(2) 優先交渉権者の選定

本局は、委員会の選定結果を基に、優先交渉権者を選定する。

(3) 評価内容の担保

本局は、事業者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていないと判断された場合、事業者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代え若しくは修補と共に損害賠償を請求する。この場合においては、工事成績評定の減点対象とする。

なお、優先交渉権者の選定後に実施した調査や設計により、本局との協議のうえ、本局が技術提案を不履行とする旨指示した場合は、この限りでない。

(4) 予想されるリスクと責任分担

本事業は、適正にリスクを分担することにより、十分な品質を確保し合理的で効率的なサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては本局がそのすべて又は一部を負うこととする。

本事業において予想されるリスク及び本局と事業者の責任分担の詳細については、設計・施工一体方式の建設工事にかかる工事請負契約約款に関する規則において示すとおりである。

4. その他

1) 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に優先交渉権者選定の実施にあたって必要な事項が生じた場合には参加資格確認結果の通知前においては鳴門市公式ウェブサイトを通じて、また、参加資格確認結果の通知後においては応募者宛てに各々通知する。

2) 技術提案に際し使用する言語、単位及び通貨

技術提案に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円とする。

3) 応募者の名称の公表

本局は、優先交渉権者決定後まで、応募者の名称を公表しない。

4) 事業計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

本事業の計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合は、本局と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は本契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、本事業の計画又は契約等に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

5) 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置を取る。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが、本契約に係る本局の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、本局は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本局は、本契約を解除することができるものとする。また、本契約に規定する事由により本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、本局は、本契約を解除することができるものとする。この場合において、本局が事業契約を解除した場合、本局は事業者に対し、これにより本局に生じた損害を請求することができる。

(2) 本局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。この場合において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本局に対し、これにより事業者に生じた損害を請求することができる。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

本局及び事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に

対応する。

6) 応募に必要な資料の作成及び提出

- (1) 応募に必要な資料の作成に係る費用及び提出にかかる費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。提案書等は契約に至った場合に使用する他は優先交渉権者選定以外に使用しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任をもって管理・廃棄を行う。
- (3) 提出された提案書等は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。

5. 事務局連絡先

鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 3 5 番地 9

鳴門市企業局 水道事業課 (Tel 088-685-3330 Fax 088-685-3347)